

## 介護保険法改正にあたって利用者・家族の負担増を避けることを求める意見書（案）

来年度の通常国会に提出される「介護保険法改正案」の素案作りが進んでいる。報道によると、議論の場である社会保障審議会介護保険部会では「利用者・家族の負担増はやむなし」との方向で進んでいるとのことである。

厚労省が同部会に提示した 8 つの「負担増」案のうち、今回は見送られたものもあるが、介護施設の食費・居住費に対する「補足給付（特定入所者介護サービス費）」の見直しは確実視されている。

本給付は、利用者負担第 3 段階までの利用者が対象となるが、2015 年 8 月以降導入された「預貯金等 1000 万円超（夫婦世帯で 2000 万円超）」を対象外とする規定を、資産要件を大きく引き下げる方向とされる。報道されている「600 万円超」で試算すると、現在 100 万人いる受給者の約 1 割が補助打ち切りとなる。

高齢者の預貯金は、撤回された金融審議会の報告書に示されたように、生活防衛のための命綱である。もともと「補足給付」の受給者は市町村民税非課税の年金所得の低い方々であることも鑑みるならば、今回の見直しは利用者とその家族の生活にとってきわめて大きな影響を与えるものであろう。

一方、現在の負担上限額月額 4 万 4 4 0 0 円の引き上げも議論の俎上に上っている。厚労省の「制度の存続」という目的は高齢社会の進展の中で十分首肯できるとはいえ、その目的のために利用者・家族の生活を破綻させるのでは、社会保障の本来の役割を見失っていると言わざるを得ない。

政府厚労省においては、介護保険制度の本旨に則り、利用者・家族の負担増を避ける方向での制度改革の議論を強く求めるものである。

以上地方自治法第 99 条に基づいて提出する。

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

2019 年 12 月 日

議会議長